

受注者の皆様へ

県土整備部では、下請負施工の適正化を図るため、「施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用」を定め、平成27年4月1日以降に契約する工事から適用しておりますが、県土整備部では令和6年11月1日以降、施工体制台帳に添付する書類を限定し、チェックリストの運用について以下のとおり変更します。

(それ以前に契約した工事においても、受発注者での協議のうえ適用してもよい。)

○施工体制台帳に係る書類の限定により添付不要となる書類

- ・ 工事担当技術者台帳（様式－19）
- ・ 下請負人の建設業許可証の写し
- ・ 技術者配置要件以外の技術者資格証の写し
- ・ 各チェックリスト
 - ①：【別紙－1、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】
 - ②：【別紙－2、下請負契約書記載事項のチェックリスト】
 - ③：【別紙－3、再下請負通知書のチェックリスト（元請業者確認用）】
 - ④：【別紙－4、建設工事の従事者に関する事項（作業員名簿等記載事項）のチェックリスト】
 - ⑤：【別紙－5、特定専門工事の合意内容チェックリスト（元請業者確認用）】

○施工体制台帳提出時のチェックリストの運用の改正

（従来）

- ・ 受注者がチェックリストを作成し、施工体制台帳に添付して提出する。

（改正後）

- ・ 受注者が、チェックリストを作成・提出する必要はないものとする。
- ・ 発注者が、提出された施工体制台帳を確認するための参考資料とする。
- ・ 受注者が、施工体制台帳を作成する際の参考資料とする。